

改正案	現行
<p>（登録申請書の添付書類） 第十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四条第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 主要株主（当該外国証券業者の議決権（法第二十一条第一項第四号に規定する議決権をいう。以下同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及びその保有する議決権の数を記載した書面</p> <p>五～七（略）</p> <p>（業務の規制） 第二十四条（略）</p> <p>2～17（略）</p> <p>18 証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号。以下「行為規制等府令」という。）第一条、第五条及び第</p>	<p>（登録申請書の添付書類） 第十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四条第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 主要株主（発行済株式（議決権のあるものに限る。第二十八条において同じ。）の総数又は出資（議決権のあるものに限る。以下この条及び第二十八条において同じ。）の額の総額の百分の十以上の株式（議決権のあるものに限る。第二十八条において同じ。）又は出資を所有している株主又は出資者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及びその持株数又は出資の額を記載した書面</p> <p>五～七（略）</p> <p>（業務の規制） 第二十四条（略）</p> <p>2～17（略）</p> <p>18 証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号。以下「行為規制等府令」という。）第一条、第五条及び第</p>

九条の規定は、それぞれ法第十四条において準用する証券取引法第四十二条第一項ただし書並びに同法第四十二条の二第三項及び第五項に規定する内閣府令で定めるものについて準用する。この場合において、行為規制等府令第一条第一項第一号イから八まで及び第五号並びに同条第二項中「証券会社」とあるのは「外国証券会社」と、同条第一項第一号中「法第四十二条」とあるのは「外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第十四条において準用する証券取引法第四十二条」と、同号口中「総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この口において同じ。）の百分の五十以上の議決権に係る株式」とあるのは「その議決権（外国証券業者に関する法律第二十二條第一項第四号に規定する議決権をいう。以下この口において同じ。）の百分の五十以上の議決権に係る株式若しくは出資」と、同条第三項中「法第四十二条第二項」とあるのは「証券取引法第四十二条第二項」と、同条第四項中「法第二條第八項第三号の二」とあるのは「証券取引法第二條第八項第三号の二」と、行為規制等府令第五條中「法第四十二条の二第一項第一号」とあるのは「証券取引法第四十二条の二第一項第一号」と、「証券会社の代表者」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者、支店に駐在する役員」と、同令第九條第一号中「前条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四條第二十四項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第八條」と、「法第四十二条の二第一項第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する証券取引法第四十

九条の規定は、それぞれ法第十四条において準用する証券取引法第四十二条第一項ただし書並びに同法第四十二条の二第三項及び第五項に規定する内閣府令で定めるものについて準用する。この場合において、行為規制等府令第一条第一項第一号イから八まで及び第五号並びに同条第二項中「証券会社」とあるのは「外国証券会社」と、同条第一項第一号中「法第四十二条」とあるのは「外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第十四条において準用する証券取引法第四十二条」と、同号口中「発行済株式の総数の百分の五十以上の株式」とあるのは「発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資」と、同条第三項中「法第四十二条第二項」とあるのは「証券取引法第四十二条第二項」と、同条第四項中「法第二條第八項第三号の二」とあるのは「証券取引法第二條第八項第三号の二」と、行為規制等府令第五條中「法第四十二条の二第一項第一号」とあるのは「証券取引法第四十二条の二第一項第一号」と、「証券会社の代表者」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者、支店に駐在する役員」と、同令第九條第一号中「前条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四條第二十四項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第八條」と、「法第四十二条の二第一項第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。

二条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。

19
26 (略)

(特定法人等となる者)

第二十八条 令第十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、次に掲げる法人等とする。

- 一 外国証券会社の経営を支配しているものとして令第十一条第一項第一号イ若しくはロに掲げる要件のいずれかに該当する者に準ずるものは、当該法人等及び次に掲げる者が保有している当該外国証券会社の議決権の数の合計が、当該外国証券会社の議決権の百分の五十を超えている場合における当該法人等とする。

イ (略)

ロ 当該法人等の過半数の議決権を保有している法人等又は当該法人等の役員会等を支配している法人等

ハ 当該法人等、イ及びロに掲げる者が過半数の議決権を保有している法人等並びに当該法人等が役員会等を支配している法人等又はロに掲げる者が役員会等を支配している法人等

ニ 外国証券会社によってその経営が支配されているものとして令第十一条第一項第二号イ若しくはロに掲げる要件のいずれかに該当する者に準ずるものは、当該外国証券会社及び次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の議決権の百分の五十を超えている場合における当該法人等とする。

19
26 (略)

(特定法人等となる者)

第二十八条 令第十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、次に掲げる法人等とする。

- 一 外国証券会社の経営を支配しているものとして令第十一条第一項第一号イ若しくはロに掲げる要件のいずれかに該当する者に準ずるものは、当該法人等及び次に掲げる者が所有している当該外国証券会社の株式の数又は出資の額の合計が、当該外国証券会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている場合における当該法人等とする。

イ (略)

ロ 当該法人等の過半数の株式等を所有している法人等又は当該法人等の役員会等を支配している法人等

ハ 当該法人等、イ及びロに掲げる者が過半数の株式等を所有している法人等並びに当該法人等が役員会等を支配している法人等又はロに掲げる者が役員会等を支配している法人等

ニ 外国証券会社によってその経営が支配されているものとして令第十一条第一項第二号イ若しくはロに掲げる要件のいずれかに該当する者に準ずるものは、当該外国証券会社及び次に掲げる者が所有している当該法人等の株式の数又は出資の額の合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えて

イ (略)

ロ 当該外国証券会社の過半数の議決権を保有している法人等又は役員会等を支配している法人等

ハ 当該外国証券会社、イ及びロに掲げる者が過半数の議決権を保有している法人等並びに当該法人等が役員会等を支配している法人等又はロに掲げる者が役員会等を支配している法人等

三 (略)

2 前項第一号及び第二号において、ロに掲げる者(この項の規定によりロに掲げる者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。)の過半数の議決権を保有している法人等又はロに掲げる者の役員会等を支配している法人等は、ロに掲げる者と、ハに掲げる者(この項の規定によりハに掲げる者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。)が単独で過半数の議決権を保有している法人等又はハに掲げる者が役員会等を支配している法人等は、ハに掲げる者とみなして、前項の規定を適用する。

3 (略)

(議決権の保有の判定)

第二十九条 令第十一条第一項第一号イの(1)に掲げる者、同号イの(2)に規定する役員及び株主並びに出資者、同号イの(3)に掲げる者、同号イの(4)に規定する他の法人等及び役員、同項第二号イの(1)に掲げる者、同号イの(2)に規定する役員及び株主並びに出資者、同号イの

いる場合における当該法人等とする。

イ (略)

ロ 当該外国証券会社の過半数の株式等を所有している法人等又は役員会等を支配している法人等

ハ 当該外国証券会社、イ及びロに掲げる者が過半数の株式等を所有している法人等並びに当該法人等が役員会等を支配している法人等又はロに掲げる者が役員会等を支配している法人等

三 (略)

2 前項第一号及び第二号において、ロに掲げる者(この項の規定によりロに掲げる者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。)の過半数の株式等を所有している法人等又はロに掲げる者の役員会等を支配している法人等は、ロに掲げる者と、ハに掲げる者(この項の規定によりハに掲げる者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。)が単独で過半数の株式等を所有している法人等又はハに掲げる者が役員会等を支配している法人等は、ハに掲げる者とみなして、前項の規定を適用する。

3 (略)

(株式又は出資の所有の判定)

第二十九条 令第十一条第一項第一号イの(1)に掲げる者、同号イの(2)に規定する役員及び株主並びに出資者、同号イの(3)に掲げる者、同号イの(4)に規定する他の法人等及び役員、同項第二号イの(1)に掲げる者、同号イの(2)に規定する役員及び株主並びに出資者、同号イの

(3)に掲げる者並びに同号イの(4)に規定する他の法人等及び役員議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権には、他人(仮設人を含む。第四十二条において同じ。)の名義によって所有する株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

(届出を要する会社)

第四十条 法第二十二條第一項第四号及び第五号に規定する内閣府令で定める会社は、外国において銀行、信託会社その他証券取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業を営む外国の会社及び持株会社(銀行、信託会社若しくは証券取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関又は証券会社(外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社を含む。))の過半数の議決権を保有する会社をいう。次項において同じ。)とする。

2 前項において、持株会社の過半数の議決権を保有する会社も持株会社とみなす。

(議決権の過半数の保有の判定)

第四十二条 法第二十二條第一項に規定する議決権の過半数の保有の判定に当たって、保有する議決権には、他人の名義によって所有する株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

(3)に掲げる者並びに同号イの(4)に規定する他の法人等及び役員株式又は出資の所有の判定に当たって、その所有する株式又は出資には、他人(仮設人を含む。第四十二条において同じ。)の名義によって所有する株式又は出資を含むものとする。

(届出を要する会社)

第四十条 法第二十二條第一項第四号及び第五号に規定する内閣府令で定める会社は、外国において銀行、信託会社その他証券取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業を営む外国の会社及び持株会社(銀行、信託会社若しくは証券取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関又は証券会社(外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社を含む。))の過半数の株式等を所有する会社をいう。次項において同じ。)とする。

2 前項において、持株会社の過半数の株式等を所有する会社も持株会社とみなす。

(過半数の株式又は過半数の出資の所有の判定)

第四十二条 法第二十二條第一項に規定する過半数の株式又は過半数の出資の所有の判定に当たって、所有する株式又は出資には、他人の名義によって所有する株式又は出資を含むものとする。

別表第二（第四十一条関係）

届出事項	（略）	記載事項	（略）	添付書類	（略）
合併、分割又は営業の重要な一部の譲渡若しくは営業の全部若しくは重要な一部の譲受け（以下「合併等」という。）をしたとき	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
銀行、信託会社その他の金融機関その他の会社について、その議決権の過半数を保有することとなったとき	一 議決権の過半数を保有した相手方の商号 二 議決権の過半数を保有した年月日 三 議決権の過半数を保有した理由				

別表第二（第四十一条関係）

届出事項	（略）	記載事項	（略）	添付書類	（略）
合併、分割又は営業の重要な一部の譲渡若しくは営業の全部若しくは重要な一部の譲受け（以下「合併等」という。）をしたとき	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
銀行、信託会社その他の金融機関その他の会社について、その過半数の株式又は過半数の出資を所有することとなったとき	一 過半数の株式又は過半数の出資を所有した相手方の商号 二 過半数の株式又は過半数の出資を所有した年月日 三 過半数の株式又は過半数				

	<p>その議決権の過半数を保有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関その他内閣府令で定める会社についてその議決権の過半数を保有しないこととなったとき</p>	
<p>その議決権の過半数を保有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関その他内閣府令で定める会社について当該会</p>	<p>一 議決権の過半数を保有しなくなった相手方の商号</p> <p>二 議決権の過半数を保有しなくなった年月日</p> <p>三 議決権の過半数を保有しなくなった理由</p>	<p>一 合併、解散又は廃止の決議した株主総会の</p>
<p>その議決権の過半数を保有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関その他内閣府令で定める会社について当該会</p>	<p>一 合併、解散又は廃止の決議の内容</p> <p>二 合併、解散</p>	<p>一 合併、解散又は廃止を決議した株主総会の</p>

	<p>その過半数の株式又は過半数の出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関その他内閣府令で定める会社についてその過半数の株式若しくは過半数の出資を所有しないこととなったとき</p>	<p>の出資を所有した理由</p>
<p>その過半数の株式若しくは過半数の出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関その他内閣府令で定める</p>	<p>一 過半数の株式又は過半数の出資を所有しなくなった相手方の商号</p> <p>二 過半数の株式又は過半数の出資を所有しなくなった年月日</p> <p>三 過半数の株式又は過半数の出資を所有しなくなった理由</p>	<p>一 合併、解散又は廃止を決議した株主総会の</p>
<p>その過半数の株式若しくは過半数の出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関その他内閣府令で定める</p>	<p>一 合併、解散又は廃止の決議の内容</p> <p>二 合併、解散</p>	<p>一 合併、解散又は廃止を決議した株主総会の</p>

<p>社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき</p>	<p>又は廃止の年月日</p> <p>三 合併の場合</p> <p>はその相手方及びその方法</p> <p>四 合併、解散又は廃止の理由</p>	<p>議事録の写し（原文及び訳文）（合併の場合</p> <p>は合併契約書（原文及び訳文）を添付する。</p> <p>）</p> <p>二 最近の日記表（合併の場合は、当事者の最近の貸借対照表）</p> <p>三 解散又は廃止の場合</p> <p>は、清算の方法及び手続を記載した書類</p>
<p>その議決権の過半数が他の一の</p>	<p>一 他の一の法</p>	<p>一 議決権を</p>
<p>会社について当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき</p>	<p>又は廃止の年月日</p> <p>三 合併の場合</p> <p>はその相手方及びその方法</p> <p>四 合併、解散又は廃止の理由</p>	<p>議事録の写し（原文及び訳文）（合併の場合</p> <p>は合併契約書（原文及び訳文）を添付する。</p> <p>）</p> <p>二 最近の日記表（合併の場合は、当事者の最近の貸借対照表）</p> <p>三 解散又は廃止の場合</p> <p>は、清算の方法及び手続を記載した書類</p>
<p>その過半数の株式又は出資が他</p>	<p>一 他の一の法</p>	<p>一 株式等の</p>

登記を要する事項について変更 又は消滅の登記を行ったとき 法第十二条第一項の規定により	(略)	証券業の一部の廃止をしたとき (支店に係るものを除く。)	法人その他の団体によって保有 されることとなったとき
	(略)	(略)	人等の名称 二 保有される 議決権の数及 び総株主の議 決権に占める 当該議決権の 数の割合 三 保有される こととなった 年月日
(略)	(略)	(略)	保有する法 人等の業務 の概要を記 載した書類 二 議決権を 保有する法 人等及びそ の主要株主 の保有する 議決権の数 並びにその 合計を記載 した書類
登記を要する事項について変更 又は消滅の登記を行ったとき 法第十二条第一項の規定により	(略)	証券業の一部の廃止をしたとき (支店に係るものを除く。)	の一の法人その他の団体によつ て所有されることとなったとき
	(略)	(略)	人等の商号 二 所有される 株式等の数又 は額及び比率 三 所有される こととなった 年月日
(略)	(略)	(略)	所有する法 人等の業務 の概要を記 載した書類 二 株式を所 有する法人 等及びその 主要株主等 の所有株式 の数並びにそ の合計を記 載した書類

届出を行う場合を除く。)	主要株主に異動があったとき
)	<p>一 主要株主でなくなった当該株主</p> <p>イ 氏名又は名称若しくは商号</p> <p>ロ 異動の前後の保有議決権の数</p> <p>ハ 異動の前後の総株主の議決権に占める保有議決権の数の割合</p> <p>ニ 異動のあった年月日</p> <p>二 主要株主でない者が主要株主となった当該株主</p>
)	異動の前後の主要株主一覧表

届出を行う場合を除く。)	主要株主に異動があったとき
)	<p>一 主要株主でなくなった当該株主</p> <p>イ 氏名又は名称若しくは商号</p> <p>ロ 異動の前後の持株数又は出資の額</p> <p>ハ 異動の前後の持株比率又は出資比率</p> <p>ニ 異動のあった年月日</p> <p>二 主要株主でない者が主要株主となった当該株主</p> <p>イ 氏名又は</p>
)	異動の前後の主要株主一覧表

(略)	役職員に事故等があったことを知ったとき	
(略)	(略)	イ 氏名又は 名称若しくは 商号 ロ 住所又は 所在地 ハ 職業又は 業種 ニ 外国証券 会社との関 係 ホ 異動のあ った年月日
(略)	(略)	

(略)	役職員に事故等があったことを知ったとき	
(略)	(略)	名称若しくは 商号 ロ 住所又は 所在地 ハ 職業又は 業種 ニ 外国証券 会社との関 係 ホ 異動のあ った年月日
(略)	(略)	